

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(2) 経済的な理由で就学することが困難な児童・生徒に対する就学援助制度

| | |
|------------|---|
| 支援内容 | 経済的な理由で就学することが困難な児童・生徒に、就学のために必要な経費（学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費等）を援助します。 |
| 対象者 | 次のいずれかの要件に該当する児童・生徒の保護者 ①生活保護（教育扶助）を受けている人 ②生活保護法に規定する「要保護者」に準ずる程度に経済的に困っている人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税が非課税又は均等割のみ課税されている ・ 国民年金の保険料が全額免除されている ・ 児童扶養手当を受給している ・ 世帯所得が基準額以下（4人世帯で220万円以下） ・ 特殊事情により、給食費、学級費、PTA会費等の学校納付金を納めることが困難な人 |
| 申請手続に必要なもの | ・ 就学援助費支給申請書 |
| 受付場所及び受付時間 | 在籍学校 （国立・県立・私立小中学校に通っている場合は、津山市教育委員会学校教育課） |
| 問い合わせ先 | 津山市教育委員会学校教育課 （電話）0868-32-2116 |
| 備考 | |